## 一般財団法人日本フットサル連盟 謝金規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟(以下「本連盟」という。)より主催事業の役員およびス タッフに支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

### (給対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、別表1の者とする。

#### (謝金)

- 第3条 前条に規定する者が該当する規定や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。
  - 2 謝金の額は、別表1に定める額を基準とする。
  - 3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、本連盟において協議の上、特別単位(基準)として支給することができる。

### (変更)

第 4 条 この規程は、本連盟の理事会の決議により変更することができる。

### (補足)

- 第5条 その他、必要な事項は、本連盟の決議により定める。
  - 2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等(「所得税取扱通達、基本通達」) および所轄税務署の 指示に従うこととする。
- 附 則 この規程は、平成28年6月5日から施行する。
  - この規程の改正は、令和4年9月4日とする。
  - この規程の改正は、令和4年12月11日とする。
  - この規程の改正は、令和5年3月12日とする。

# <別表1>

項目	区分	単位	単価 (源泉徴収税別)	1日上限	備考
競技会 (全国大会·主催 大会)	医師	日	30,000円	同左	
	看護師	日	10,000円	同左	
	マッチコミッショナー	日	1 試合 2, 500 円	8,000円	
	地域審判員 ※注1	日	5, 500円	5, 500 円	
	大会役員	日	5,000円	同左	
	準備・設営・補助スタッフ	日	3,000円	同左	
研修会・講習会	講師	日 (2 時間 以上)	10, 000円	30, 000 円	
		時間 (上記を 上限とす る)	5, 000円	15, 000 円	
	旅費交通費(*)				
	現役選手	日 (2 時間 以上)	5, 000円	10, 000円	
		時間 (上記を 上限とす る)	2, 500円	5, 000円	
		旅費交通費(*)			
スポーツ教室クリニック	指導者・トレーナー	日 (2 時間 以上)	10,000円	30, 000円	
		時間 (上記を 上限とす る)	5, 000円	15, 000円	
		旅費交通費(*)			
	現役選手	日 (2 時間 以上)	5, 000円	10,000円	
		時間 (上記を 上限とす る)	2, 500 円	5, 000円	
		旅費交通費	貴(*)		

本連盟旅費規程に準ずる。

※注1 公益財団法人日本サッカー協会/JFA派遣1級審判員は、JFAの規程に基づく事とする。